



第61回国際捕鯨委員会年次会合において、我が国調査捕鯨船団に妨害を行っているシーシェパードの行為を  
実際の映像をスクリーンに映し出し、会議出席者に説明しているところ。

### CONTENTS

第61回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合の結果について .....	2
資源管理部遠洋課	
今年も世界初！成熟ウナギの捕獲に成功～ウナギの産卵生態調査の結果について～ .....	3
増殖推進部漁場資源課	
第2回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合の結果について .....	5
資源管理部国際課	
全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)年次会合の結果について .....	6
資源管理部国際課	
回遊魚 .....	7
防災漁村課長 本田 直久	
平成21年7月分のプレスリリース .....	8

# 第61回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合の結果について

資源管理部遠洋課

## はじめに

国際捕鯨委員会（IWC）は、「鯨族の適当な保存を図って、捕鯨産業の秩序ある発展」を実現することを目的に締結された国際捕鯨取締条約（ICRW）に加盟する国々によって、毎年1回開催される鯨類資源管理のための国際会議です。しかしながら、現在のIWCにおいては、鯨類の持続的利用支持国と反捕鯨国の意見が両極化しており、双方の対立によって効果的な意思決定がなされない状況が続いています。

我が国は、2006年の第58回IWC年次会合（セントキッツ）で採択されたセントキッツ・ネービス宣言に基づき、IWCの機能改善を目標として、東京で正常化会合を開催するなど、IWC正常化プロセスに積極的に貢献してきました。

しかしながら、2007年の第59回年次会合（アンカレッジ）においても、反捕鯨国側は鯨の保護のみを訴えて譲らず、根本問題の解決は進展しませんでした。この結果を受け、IWCの崩壊を懸念したホガースIWC議長は、IWC副議長国であり、IWCの正常化プロセスに貢献していた我が国に対して協力を要請しつつ、同議長のイニシアティブの下、再びIWCの正常化が動き出しました。

具体的には、IWCの将来に関する中間会合（2008年3月、ヒースロー）の開催が提案され、「IWCの将来」というプロジェクトの下、コンセンサスでこれが合意されました。2008年の第60回年次会合（サンチャゴ）において、更に本プロジェクトを推進することとして、外部専門家であるデ・ソト氏を議長とするIWCの将来に関する小作業グループの設置及び検討項目の選定が行われ、同小作業グループにおいて、次回年次会合で加盟国が合意できるパッケージ案の検討を開始しました。

同小作業グループでは、昨年9月から議論が行われてきたところですが、デ・ソト議長は、同グループの議論を受け、5年間の暫定期間であることを前提に、各国の関心事項（沿岸小型捕鯨、調査捕鯨等）について議長見解として報告書（議長ノンペーパー）をまとめ、IWC事務局が本年2月2日に公表しました。本報告書は、未だ各国が合意に至ったものではなく、我が国がこれまでに主張してきた沿岸小型捕鯨の実施が認められている一方で、調査捕鯨については厳しい案も含まれており、議論の先行きは必ずしも楽観視できるものではありませんでした。

こうした背景の下、本年3月9日から11日にかけて、ローマ（イタリア）において開催されたIWCの将来に関する中間会合が開催されました。この会合においては、議長ノンペーパーに対して、多くの参加国より、自国の立場を反映したものではないとしつつ、議論のたたき台として、その方向性が支持されました。他方、パッケージのコア要素に関しては、議論の進展がありませんでした。その後も小作業グループ等において検討を継続し、その後、2009年5月19日、IWCの将来に関する小作業グループの最終報告書がIWC事務局より公表されました。

その報告書において、第61回年次会合までにIWCの将来に関するパッケージ合意案を作成するという目標は達成

出来なかったという説明が行われました。他方、交渉における雰囲気には大きく改善が見られ、鯨類の保存管理に関する問題の解決に向け建設的な議論が行われるなど、一定の成果が得られたことが評価されました。

その結果、現在行われているIWCでの努力をさらに1年継続し、2010年に開催される予定の第62回IWC年次会合で決定を行うことを報告書において勧告し、この内容が今年次会合で検討されることとなりました。

議長はホガースIWC議長（米国）が務め、我が国からは、中前明IWC日本政府代表を筆頭として、山下潤水産庁次長、森下丈二同資源管理部参事官、青木豊外務省経済局漁業室長他の政府関係者が代表団として出席しました。また、玉澤徳一郎衆議院議員、林芳正参議院議員、鶴保庸介参議院議員が出席しました。なお、参加国は、我が国を含め71カ国となりました。

## 主な結果概要

### 1. IWCの将来

前述の経緯を踏まえ、以下の内容の決議がコンセンサスで採択されました。

- (1) 遅くとも来年のIWC年次会合までに、公平かつバランスの取れたパッケージに合意できるよう努力を強化する。
  - (2) 交渉参加国の少数化及び効果的な連絡体制を構築する。
  - (3) 会合にはコンセンサスでの合意に到達するための権限を与えられた代表団が参加する。
  - (4) IWC議長は、非公開かつ時間無制限の交渉の場を計画する。
  - (5) 少数国によるサポートグループを設立する。
- (注) サポートグループは、日本、米国、豪州、アンティグア・バーブーダ、ブラジル、カメルーン、独、アイスランド、メキシコ、NZ、セントキッツ・ネービス及びスウェーデンの12カ国。

### 2. 沿岸小型捕鯨

我が国沿岸小型捕鯨におけるミンククジラ150頭の捕獲枠付与提案については、引き続き、「IWCの将来」プロセスの中で検討することとなりました。

### 3. 調査捕鯨

第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）のこれまでの成果に関する専門家パネルによるレビュー結果に関し、豪州、NZ、欧州諸国、ラミ諸国等は、致命的調査の実施に反対の立場を表明しました。これに対し、我が国、アイスランド、ノルウェー等より、右レビューは極めて中立的・科学的に行われ、JARPN IIに対する前向きな評価や建設的な勧告が多数なされている旨を指摘しました。

### 4. 海上の安全

我が国は、シーシェパードの妨害行為について、映像を用いて犯罪性を説明し、我が国の取組を紹介するとともに、関係国に対して、関連する国際条約、国内法に基づき必要な措置をとるよう強く要請しました。これに対し、豪州（寄港国）は、豪州連邦警察が捜査を行っている旨、蘭（船籍国）は、現在措置を検討しており、近いうちにその

内容を発表する旨を発言しました。また、約30か国が、シーシェパードの暴力行為を非難し、関係国に対応を要請しました。

## 5. 先住民生存捕鯨

デンマーク（グリーンランド）は、科学委員会からの助言に基づき、2010年においてザトウクジラ10頭の捕獲枠を要求しました。しかし、豪州、EU諸国、アルゼンチン、メキシコ等が難色を示し、コンセンサスに至らず、今後、更に検討を行い、特別会合を開催して結論を出すことを決定しました。

## 6. 議長・副議長選出

議長に、チリのマキエラ代表、副議長にアンティグア・バーブーダのリヴァプール代表がコンセンサスで選出されました。

## 7. 次回年次会合の場所及び日程

第62回IWC年次会合は2010年の5月末～6月、モロッコのアガディールにて開催することとなりました。



3年間の任期を満了したホガースIWC議長及び中前IWC副議長（日本政府代表）

### IWCの将来に関する小作業部会を第62回IWC年次会合まで延長する件に関するコンセンサス決議（仮訳）

- (1) IWCは、その性格と目的に関する基本的な見解の相違によって岐路に立たされていること、  
 (2) IWCの将来の方向に関しては、幅広い合意により定義される必要があること、  
 を認め（accepting）：

- (1) IWCは、IWCの将来に関する小作業部会の設置をコンセンサスで決定したこと（IWC/60/24のAnnex B）、  
 (2) 小作業部会は、第61回年次会合による検討に資すべく、IWCの将来に関する一つ又は複数のパッケージについて合意するという野心的な目的に到達できていないものの、現在進行中の努力を1年継続し、第62回年次会合において決定を下すよう勧告したことを想起し：

したがって、委員会はコンセンサスで以下を決議する：

- (1) 遅くとも、第62回IWC年次会合時期（2010年）までに、一つ又は複数のパッケージを最終化するため、小作業部会の努力を強化すること、  
 (2) 全てが合意されるまでは何事も合意されないこと及び如何なるパッケージも公正でバランスがとれていると見なされるべきものであるという原則を再確認すること、  
 (3) 2段階プロセスの概念及びIWC/61/6で報告されている進捗を増進させること、  
 (4) 中核事項の議論は、IWCメンバーが原則を侵害することなく行われることを再確認すること、  
 (5) 小作業部会をこの一年間について、当初の付託事項の下に再構成

すること、

- (6) 運用方式を、以下に概説するように修正すること、  
 (a) プロセスはIWC61に概説されている原則に従う：  
 (i) 小規模化及び効果的な連絡体制の利点を認識する；  
 (ii) コンセンサスでの合意に到達するための建設的な議論に携わることへの権限を与えられた代表団を参加させる；  
 (iii) IWC議長は、その自由裁量で、状況が熟したと見なされる時点で、非公開かつ時間無制限の（closed open-ended）交渉セッション（1回又は複数回）の開催を計画することができる；  
 (b) IWC議長は、諮問部会（Advisory Committee）と相談の上、衡平な地理的及び社会経済的な代表性を有し、プロセスに指針を与える上で議長を支援し、かつ小作業部会へ提出する資料の準備を支援するための見解の幅を有するサポートグループを設立しなければならない、  
 (c) 小作業部会はオブザーバーへの公開性について、本委員会と同じベースで、運営されなければならない、  
 (d) IWC議長は、サポートグループと相談の上、締約国政府及び市民社会が、本プロセスの進捗に関する完全で（full）時宜を得た（timely）情報を受け取ることを確保するための、連絡方式（communication plan）を策定する、  
 (e) IWC議長は、サポートグループと相談の上、小作業部会のプロセスを支援するため、独立した外部専門家又は／及び進行役を指名することができる、  
 (f) 小作業部会は、第62回IWC年次会合の遅くとも5週間前までに、最終報告書を提出する、  
 (7) 残りの"カテゴリー（a）及び（b）"の事項について、IWC/61/6のAnnex E及びFに従って、暫定的5年間の終了時以前に完了するよう、作業を継続すること。

# 今年も世界初！成熟ウナギの捕獲に成功 ～ウナギの産卵生態調査の結果について～

増殖推進部漁場資源課

## I. 調査の概要

水産庁と（独）水産総合研究センターは、太平洋のマリアナ諸島西方海域においてウナギ（ニホンウナギ）の産卵生態調査を実施しました。その結果、世界初となった昨年の調査に引き続き、成熟ウナギ及び仔魚の捕獲に成功しました。

### 1. 調査の背景と目的

ウナギは河川や湖沼で生活する淡水魚として知られていますが、産卵は遠く離れた南の海で行い、そこで卵からか

えった小さな仔魚が、海流に乗って成長しながら稚魚となり、また川に戻ってきます（図1、図2）。

現在のウナギ養殖は、このように海から河川に溯上してきた稚魚（いわゆるシラスウナギ）を採捕して種苗とし、飼料を与えて食用となる大きさまで育てて出荷しています。

現状では、養殖用の種苗を100%天然のシラスウナギに頼っていますが、近年、このシラスウナギが著しく減少しているため、人工ふ化から育てたシラスウナギ、つまり人工種苗の供給が養殖業者から強く望まれています。

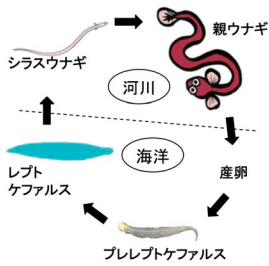


図1. ウナギの生活史

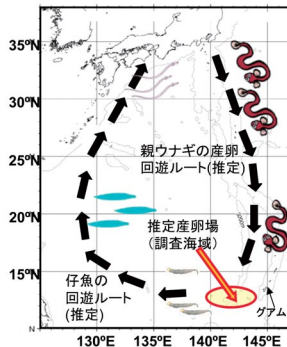


図2. ウナギの産卵場と推定回遊ルート

長年の研究の結果、人工種苗生産は技術的には可能になりました。しかしながら、安定供給にはまだほど遠く、多くの解決すべき問題が残っています。その中で最も大きな課題は、人工的に性成熟させた産卵用の親ウナギから良質の卵を得ることが難しいことです。また、人工ふ化仔魚の成長は悪く、シラスウナギへの生残率もきわめて低いという問題もあります。つまり、現在商業的に成り立つほどの人工種苗の大量生産ができる状況にはないのです。

これらの問題を解決するためには、人工的に卵を産ませる親ウナギの飼育環境をより自然のものに近づけることが必要です。ところが、これまでお手本とすべき天然親ウナギの回遊や産卵生態はほとんど明らかになっていませんでした。海へ降った後のウナギの行き先はほとんど分かっていませんでしたし、そもそも、海で泳いでいる成熟したウナギを誰も見たことがなかったのです。

昨年、水産庁と(独)水産総合研究センターが実施した調査航海により、世界で初めて成熟ウナギの捕獲に成功しました。しかしながら、その数は4個体(雄2、雌2)と非常に少なく、また産卵前の雌は捕獲できませんでした。捕獲した雌のお腹の中には卵はなかったのです。

そのため、今回の調査では、産卵前の雌ウナギも含めてさらに多くの標本を得ることを目指しました。また、捕獲だけでなく、沿岸で捕らえた「降りウナギ(くだりうなぎ)」の体に小型の超音波発信器をとり付けて産卵海域に放流し、追跡することによって遊泳行動を把握する調査(バイオテレメトリー調査)も併せて実施しました。

## 2. 調査船

- (1) 開洋丸(かいようまる) 水産庁漁業調査船  
2,630トン(船長 永井信之他39名)
- (2) 北光丸(ほっこうまる)(独)水産総合研究センター漁業調査船  
902トン(船長 戸石清二他29名)

## 3. 調査員

- (1) 開洋丸: 前期首席調査員  
(独)水産総合研究センター中央水産研究所海洋データ解析センター長 渡邊朝生  
開洋丸: 後期首席調査員  
(独)水産総合研究センター中央水産研究所浅海増殖部資源増殖研究室主任研究員 黒木洋明
- (2) 北光丸: 首席調査員  
(独)水産総合研究センター中央水産研究所浅海増殖部浅海生態系研究室長 張成年

## 4. 調査期間

ウナギは新月近くに産卵すると想定されていることがか

ら、新月の日(5月24日と6月23日)を中心に調査期間を設定しました。

- 平成21年5月18日~6月9日(開洋丸前期)
- 平成21年6月12日~7月1日(開洋丸後期)
- 平成21年6月10日~6月28日(北光丸)

## II. 調査方法

調査は、平成21年5月18日~7月1日(開洋丸)と平成21年6月10日~6月28日(北光丸)の2隻によるのべ3航海を実施しました。産卵海域と想定される西部太平洋の西マリアナ海嶺南部海域で、大型の中層トロール網(最大開口はそれぞれ50m×60m(開洋丸)、30m×30m(北光丸))を用いたウナギ親魚の捕獲調査、プランクトンネットを用いた仔魚及び卵の採集、超音波発信装置による追跡等の調査を実施しました。また、同海域では前半期に(独)水産大学校が練習船天鷹丸(716トン)による中層トロール調査、東京大学海洋研究所が調査船白鳳丸((独)海洋研究開発機構所属3,991トン)によるウナギの卵稚仔調査を行っていることから、連絡を密にして効率的な調査を実施しました。

## III. 調査結果

### 1. 親ウナギについて

#### (1) 親ウナギの捕獲

6月20日から1週間にわたり、開洋丸と北光丸の2隻で合わせてウナギ8個体(うち雄4個体:全長44.7~63.4cm(写真1)、雌4個体:全長57.4~76.7cm(写真2))を中層トロールで捕獲しました。全個体とも目が非常に大きく、特に雌は雄よりも大きいことが特徴でした。体色は全体が褐色でした。雄4個体はよく成熟していて、腹部を押すと精液が出てきました。雌4個体のうち3個体は6月の新月(23日)前にすでに産卵をし終わった個体でした。残る1個体はまだ多くの成熟卵を持っていましたが、卵が熟し過ぎていたことから、何らかの原因で産卵できなかった個体と考えられました。しかし、雌4個体全ての卵巣には成熟途上の卵が多数残されており、再び産卵することができるものと推測されました。

昨年度の調査では世界で初めて成熟したウナギの捕獲に成功しましたが、捕獲された雌は既に産卵を終えており、お腹には卵がありませんでした。卵を持ったメスの捕獲は今回の調査が世界で初めての快挙と言えます。

#### (2) 親ウナギの遊泳行動

日本沿岸で漁獲された「降りウナギ」に小型の超音波発



写真1. 捕獲したウナギのオスとその精巣  
全長44.7cm

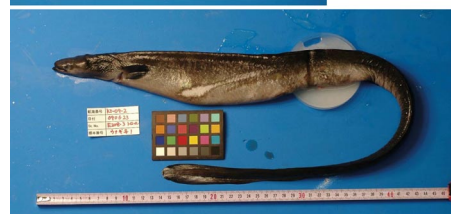


写真2. 捕獲したウナギのメス 全長74.9cm

信装置を付けて調査海域に放流し、船で追跡しながらウナギの発信装置から送られてくるデータを解析したところ、昼間は主に深い水深帯（500～650m）、夜間は浅い水深帯（150～300m）を遊泳していることがわかりました。

### (3) 親ウナギの捕獲場所

捕獲場所は北緯12度15分～北緯12度30分、東経141度15分～142度付近で、曳網水深から推定すると捕獲水深は170～250mと考えられました（図2）。今回の調査では、昨年の調査海域よりさらに南で多くの個体を捕獲できました。ウナギの産卵は海山頂上付近で行われるという仮説もありましたが、今回の捕獲海域は昨年の調査よりもさらに海山から遠く離れた場所でした。

なお、放流追跡調査の結果から、昼間に深い水深帯でトロール曳網を行いました。昼間での捕獲は全くありませんでした。捕獲された全個体は夜間の調査で捕獲されたものです。

## 2. 仔魚について

### (1) 仔魚の採集

トロール調査と並行して行ったプランクトンネット調査では、5月25日から6月4日にかけて、同一の産卵群由来と考えられる初期仔魚（プレレプトケファルス）の群れを追跡し、日を追って成長していく同一産卵群由来の個体をほぼ毎日捕獲することに成功しました。

また、翌月の6月の23日の新月の日には、1～2日前にふ化したと考えられるプレレプトケファルス数百個体を1日で採集することができました（写真3、写真4）。

なお、採取された個体は、その形態からほとんどがウナギのプレレプトケファルスだと考えられますが、今後DNA鑑定を順次行い、種を確認する予定です。



写真3. 採集したプレレプトケファルス 写真4. 採集したプレレプトケファルス  
ふ化後1～2日経過したもの 全長 約5mm  
ふ化後1～2日経過したもの 全長 約5mm

### (2) お腹に餌を残した仔魚の採集

プランクトンネット調査では、多くのプレレプトケファルスの採集に成功しましたが、その中には、お腹の消化管に内容物が残されている個体もありました（写真5）。お腹に餌を残したウナギの初期仔魚の捕獲も世界で初めての成果です。ウナギのプレレプトケファルスが何を食べているか

は、長い間不明とされてきました。採集した個体の消化管の内容物を詳しく調べることで、今後この謎が解明されていくものと期待されます。



写真5. 採集したウナギの初期仔魚  
（摂餌開始期、消化管内に餌が見える）  
全長 約7.5mm

### (3) 仔魚の採集水深・水温

多くの個体は水深120～140m、水温26.9～27.5℃の層で採集されました。昨年の調査よりもプレレプトケファルスが主に分布している層の水温が絞られました。

## IV. 調査の意義

成熟個体が捕獲された場所の海洋環境（水温、塩分等）が把握できます。また、耳石分析によってどのような水温や塩分等の環境で生活してきたのかという過去の履歴が分かります。さらに、ウナギは昼間に深く水温の低い場所に分布し、夜間には浅く水温の高い場所に1日のうちに移動するという重要な情報が今回の追跡調査から初めて得られました。これらの情報を、人工ふ化のための親ウナギの飼育環境に再現することによって、より質の良い卵を効率的にかつ大量に得られる技術の開発が可能になると考えています。

また、仔魚が分布していた環境や消化管内容物の分析結果は、人工ふ化させた仔魚の飼育環境や配合飼料の改善に役立てることができます。そうすることによって、人工仔魚の飼育生残率を高め、大量生産技術開発に貢献できると考えています。

種苗生産技術の向上は、養殖ウナギの安定生産に貢献するとともに、養殖用の種苗を100%天然シラスウナギに頼っている現状から、一部を人工種苗に置き換えることで、天然資源の保全にも貢献できると考えています。

## V. 今後の計画

昨年に続いて今回も中層トロールでウナギ成魚が捕獲できたことから、この漁法であればある程度確実にウナギ標本が入手できるということが確認できました。次年度の調査内容と規模は未定ですが、中層トロールを中心とし、放流追跡等、さらに工夫した調査を検討しています。今回捕獲したウナギの分析を早急に進め、その生理生態を研究し、産卵場及び仔魚の生息環境調査の結果も加えることにより、ウナギの種苗生産技術の発展に貢献できると考えています。

（注）「ニホンウナギ」とは、標準和名「ウナギ（学名 *Anguilla japonica*、英名 Japanese eel）」の通称です。本稿では、ウナギ属全般を指す総称として記載している場合も、種名として標準和名を記載している場合も、同じ「ウナギ」を用いています。

# 第2回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合の結果について

資源管理部国際課

## 【経緯】

主要なまぐろ類資源は、多くの海域において過剰な漁獲圧力にさらされ、資源状況が悪化していることが広く認識されています。しかしながら、世界的な健康志向による需

要の高まり、沿岸発展途上国の漁業開発意欲、国際的な漁業資本による投資の拡大等により、まぐろ類の漁獲能力及び漁獲量は増加しています。現在、主として海域ごとに設立されている地域漁業管理機関によって資源管理が実施さ

れていますが、近年、海域ごとの管理のみでは対処できない、グローバルな問題が発生しています。具体的には、世界的に過剰となっているまぐろ漁船の漁獲能力（漁船隻数やトン数）の問題、資源管理の厳しい海域から緩い海域に漁船が移動する問題、国際的な漁業規制を守らないIUU（違法・無報告・無規制）漁業の問題、漁獲物の世界的な移動の把握に関する問題などが挙げられます。

このような問題に対処するため、我が国は、2005年のFAO水産委員会において、世界に5つあるまぐろ類地域漁業管理機関（IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）、ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）、IOTC（インド洋まぐろ委員会）、CCSBT（みなみまぐろ保存委員会）及びWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会））の関係者が一堂に会して、まぐろに関するグローバルな問題を議論する場を設けてはどうかと提案し広く支持を得ました。2007年に、我が国がホスト国となり、第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合を神戸において開催しました。今回の会合は第2回目となります。

#### 【結果概要】

第2回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合は、欧州連合（EU）がホスト国となり、2009年6月29日から7月3日までの間、サン・セバスチャン市（スペイン）において、世界54カ国・地域に加え、国際機関、NGO等からの参加を得て開催されました。我が国からは、宮原水産庁資源管理部審議官、太田・神谷国際課漁業交渉官他が出席しました。

第1回会合の議長を務めた宮原審議官により開会し、パナス欧州委員会（EC）バルト海・北海及び内陸国担当局長代行が、今次第2回合同会議長として選出されました。

議題として、「第1回会合で採択された行動方針の進捗状況」、「漁獲能力」、「新たな行動方針の作成・採択」等が採択されました。

会合においては、宮原審議官による「第1回会合で採択された行動方針の進捗状況」として、世界の5つの地域漁業管理機関の資源保存管理措置に係る包括的な現状分析及び評価に関する発表を皮切りに、太田交渉官による「まぐろ類地域漁業管理機関における貿易措置の改善の必要性」、ジョセフ独立専門家（前IATTC事務局長）による「世界のまぐろ漁船の漁獲能力問題に対する取組み」、メツナー（FAO専門家）による「漁獲能力の適正管理」等、多くの

知見の発表及び活発な意見交換が行われました。

参加国による主な意見としては、日本及びECは、主なまぐろ類資源がほぼ満限もしくは過剰に漁獲されている状況に鑑みれば、まぐろ類等の漁獲能力を増加させるべきではなく、過剰な漁獲能力が他の海域に移動することについても制限するべきであるとの考えを主張し、それに対し、ブラジル、メキシコ等のラテンアメリカの沿岸発展途上国、パプア・ニュー・ギニア、ミクロネシア等の中西部太平洋小規模島しょ国等から、途上国の漁業開発の権利は阻害されるべきではなく、開発支援の必要性について繰り返し主張及び要請がなされました。米国からは、まぐろ類の資源保護管理上、問題とすべきは過剰漁獲能力ではなく、科学的助言を無視した保存管理措置にあると述べるとともに、混獲問題への対応の重要性を強調しました。

このような各国による議論を経て、今回の合同会合の成果物である「行動方針」が以下のとおり、全会一致で採択されました。

#### 【行動方針概要】

- (1) 主要な緊急措置として、次の措置を各地域漁業管理機関に対して、緊急に採択するよう勧告した。
  - (ア) 世界的にまぐろの漁獲能力が過剰であるので、これに解決する措置をとる。ただし、沿岸途上国の漁業発展を害しないようこれを実施すること。
  - (イ) 管理措置を徹底するため、漁船位置管理システム、オブザーバー、漁獲証明制度等の監視取締措置を5つの地域漁業管理機関で統一性を図ること。
  - (ウ) まぐろ漁業で混獲されるサメ、鳥、ウミガメについて協調した対策をとること。
  - (エ) 沿岸途上国、特に島しょ国の漁業発展のため、支援措置を考慮すること。
- (2) これらの問題の解決を促進するため、次の作業部会を設ける。
  - (ア) 漁獲能力管理及び途上国の発展の支援等を検討する作業部会
  - (イ) 監視取締措置を検討する作業部会
  - (ウ) 混獲対策を検討する作業部会
  - (エ) 科学的資源評価等を改善する作業部会
- (3) 第3回会合は2011年に米国にて開催予定。

## 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）年次会合の結果について

資源管理部国際課

2009年6月8日から12日まで、米国のラホヤにおいて開催されました全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）年次会合の結果についてお知らせいたします。

IATTCは、東部太平洋におけるまぐろ類の保存管理措置について決定し、実行する地域漁業管理機関であり、かつお・まぐろ類を管理する地域漁業管理機関（RFMO）の中でもっとも歴史のあるRFMOです（1950年発効）。今回の会議には、IATTC加盟国として、日本、韓国、米国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、スペイン、フランス、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、バヌアツ、ベネズエラの加盟16カ国全

てが、また協力的非加盟メンバーとしてカナダ、EC、台湾、ベリーズ、キリバスが出席しました。なお、キリバスは今次会合において協力的非加盟国の地位が認められ、また中国は協力的非加盟メンバーですが今次会合を欠席しました。我が国からは、太田資源管理部国際課漁業交渉官（政府代表）のほか、水産庁国際課及び遠洋課、遠洋水産研究所、日本かつお・まぐろ漁業共同組合、全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協同組合から関係者が出席しました。

わが国の漁船は、IATTCが管轄する東部太平洋においては、延縄漁船のみが操業を行っています。IATTCでは、メバチ・キハダについて、42日間のまぐろ類全面禁漁及び延

縄漁獲枠の設定（我が国漁獲枠：34,076トン）が2007年まで定められていました。2007年6月の年次会合において、2008年以降の保存管理措置が議論され、まき網漁業への規制強化（全面禁漁期間の84日間への延長に加えて、新たに沖合禁漁区の設定）並びにはえ縄漁獲枠の削減（2007年の漁獲枠から17%削減）が提案されましたが、まき網漁業国の一部が、自国漁業に与える影響が大きすぎるとしてこれに反対したことにより合意することができず、その後、計4回の会議を経ても2008年の保存管理措置について合意することができませんでした。その結果、2008年はメバチ・キハダに対する保存管理措置が無いままに終了するという異常事態となっていました。このため、今回の会議で保存管理措置が合意できなければ、IATTCの存在意義が問われかねないとして、我が国、米国、EC等が積極的に関係国に働きかけ、多くの出席国が保存管理措置の合意に向けて活発な議論を行った結果、2009年から11年にかけてのメバチ・キハダの保存管理措置が以下のとおり合意されました。

#### 【まき網漁業】

- (1)全面禁漁措置(2007年までの42日間禁漁からの拡大)
- 2009年：59日間（8月1日～9月28日又は11月21日～2010年1月18日）
- 2010年：62日間（7月29日～9月28日又は11月18日～2011年1月18日）
- 2011年：73日間（7月18日～9月28日又は11月7日～2012年1月18日、ただし、期間（73日）については、2011年の科学レビューの結

果を考慮した上で再度合意される必要)

(2)沖合特定区での禁漁措置(新規の措置)

メバチ小型魚の混獲が多い沖合特定区で1ヶ月間の禁漁（9月29日～10月29日）。

【はえ縄漁業】（※我が国漁船のメバチ漁獲実績は14,958トン（2007年速報値））

2009年：2007年メバチ漁獲枠の4%減（我が国漁獲枠32,713トン）

2010年：2007年メバチ漁獲枠の5%減（同32,372トン）

2011年：2011年のまき網全面禁漁期間に合わせて再度検討

また、以上のメバチ・キハダに対する保存管理措置に加えて、「漁獲努力量を現状レベルに制限する」という保存管理措置が導入されているビンナガについて、その見直しに向けた準備を目的とした作業部会が来年の年次会合の際に開催されることが合意されました。

来年の年次会合の開催場所及び時期については、今年年次会合では決定されませんでした。IATTCでは、来年8月に現在の条約に代わる新しい条約（アンティグア条約）が発行することとなっています。このため、例年6月ごろに開催されている年次会合を、来年に限って、新条約発効後の9月下旬から10月上旬に開催することが事務局から提案され、他のRFMO会議との重複状況等を考慮しつつ引き続き検討していくこととなりました。

## 回遊魚

## 「実家の南」

石川県にある私の実家の玄関は東向きであり、玄関から外へ出ると、正面（東）には、昔も今も造り酒屋の建物がすぐ目に見える。このとき、背中側（家の裏手、つまり西）には神社があり、左手（北）は旧国鉄の線路とその彼方に日本海、そして右手（南）遙か彼方には白山が聳えている。私と旅行をしたことがある人は、結構土地勘のある奴だと私を思ってくれているようだが、実は、私はどこへ行っても、東は酒屋、西は神社、北は日本海、南は白山、と実家の玄関からの風景を頭の中で再現しないと、方角がわからないのである。皆さんはどうだろうか。

実家は、当時市街地の西端に位置していた。子供の頃の私は、冬を除けば、毎日のように昆虫や魚を追っかけていたため、市街地、つまり家の東側は、遊び場として全く興味がなかった。また、家の北側と西側は、少し歩くと他の小学校の学区になってしまうため、基本的には立入禁止であった（一度仲間と虫取りに行き、地元の小学生と大喧嘩になりかけたことがある）。したがって、必然的に私の遊び場は、実家の南側に集中した。

当時、実家から南はほとんど田んぼであり、どこからでも白山が見渡せた。そのあたりの田んぼを灌漑するための用水路などが私達の遊び場であり、特に基幹となる用水路（地元では七ヶ用水と呼ばれていた）は、春と秋に掃除のために水を止めるので、その間は毎日のようにバケツやザルを持って魚を取りに行っていた。また、夏休みには、七ヶ用水の土手を固めるために両岸に植林された樹木に集まるカブトムシやクワガタムシを、朝早くから（つまり他人より先に）取りに行ったものである。

今でもお盆と正月には欠かさず帰省しているが、あれほど昆虫や魚の宝庫であった我が実家の南には、国道のバイパスが走り、その両側には大型ショッピングセンターや郊外型レストランが林立している。また、用水路も3面がコンクリート化されたため両岸の樹木も今はない。変わらないのは、実家の前の造り酒屋と南に聳える白山の姿だけである。

子供の頃は気付かなかったが、実家の南から望む白山は本当に美しい。特に冬の白山は神々しいとさえ言える。実家の南の遊び場は今ではもう無いが、これを眺めるためだけでも、故郷に帰る価値があるとつくづく思う。



防災漁村課長  
本田 直久

発表年月日	発表事項名	担当課
H21.7.1	メバチ混獲回避技術観察調査の実施について	漁場資源課
H21.7.1	平成21年度第2回瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報	漁場資源課
H21.7.1	大型クラゲの出現・予測について	漁場資源課
H21.7.2	大型クラゲの出現について	漁場資源課
H21.7.3	漁村活性化のあり方検討委員会（第3回）の開催について	防災漁村課
H21.7.3	平成21年度第2回日本海漁況予報	漁場資源課
H21.7.4	第2回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合の結果について	国際課
H21.7.8	第4回離島漁業再生支援交付金制度検討会の開催及び一般傍聴について	企画課
H21.7.10	「漁業就業相談会（漁業就業支援フェア2009）」の開催について	企画課
H21.7.10	平成21年度第1回農林水産省政策評価会水産庁専門分会の開催について	漁政課
H21.7.13	台湾はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H21.7.13	水産政策審議会の委員及び特別委員の改選について	漁政課
H21.7.15	大型クラゲ関連情報について（平成21年度 第4報）	漁場資源課
H21.7.16	漁村活性化のあり方検討委員会の中間取りまとめについて	防災漁村課
H21.7.17	平成21年度第1回太平洋スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H21.7.17	日・ミクロネシア漁業協議の開催について	国際課
H21.7.22	大型クラゲ関連情報について（平成21年度 第5報）	漁場資源課
H21.7.22	平成21年度第2回日本海スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H21.7.23	第3回海洋・沿岸域における水産環境整備のあり方検討会の開催について	計画課
H21.7.27	離島漁業再生支援交付金制度検討会の中間とりまとめについて	企画課
H21.7.28	第二期北西太平洋鯨類捕獲調査船団の入港について（沖合調査）	遠洋課
H21.7.29	日・ミクロネシア漁業協議の結果について	国際課
H21.7.29	平成21年度第1回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁況予報	漁場資源課
H21.7.31	水産政策審議会総会及び同各分科会・部会の開催について	漁政課
H21.7.31	北太平洋海域における公海漁業管理に関する第7回多国間協議の開催について	国際課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

## 子ども霞が関見学デー

- 開催日時 **8月19日(水)・8月20日(木)**  
10:00～16:00
- 会場 **水産庁中央会議室（農林水産省本館8階）**
- 今年のイベント

- 養しよく魚について学ぼう！ =魚の赤ちゃんがやってくる=
- クジラのことをもっと知りたい！ クジラはどんな生き物かな？
- 水産加工品を知ろう！<鰹節削り体験・水産加工品のPR（パンフレット等の配布）>



### 水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班  
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階  
代表 03-3502-8111（内線6505）  
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>